

## 丹波篠山総合スポーツセンターにおける食品物品等臨時出店申請要領

### 1. 目的

丹波篠山総合スポーツセンターで行われる大会参加者及び利用者の利便の向上のため、丹波篠山総合スポーツセンターのスペースを活用し食品物品等臨時出店及び移動販売車（キッチンカー）にて、食品物品の販売を行うことを目的とする。

### 2. 概要

#### (1) 出店資格

丹波篠山総合スポーツセンターに食品物品等販売事業者及び移動販売車（キッチンカー）等事業者として出店を希望する個人・法人・任意団体は、以下の全ての条件に該当する場合、丹波篠山総合スポーツセンター食品物品等臨時出店許可申請書にて申請することができる。

- ① 上記「1.目的」に同意できる者
- ② スポーツセンターの販売スケジュール、販売区画に同意できる者
- ③ 飲食物を販売する場合は以下の全ての条件を満たす者
  - ア. 丹波篠山市内での営業を許可する保健所の発行する営業許可証を有する者
  - イ. お菓子やパンの販売は菓子製造許可証を有する者
  - ウ. 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
  - エ. 食品営業賠償保険（PL 保険）等に加入している者
  - オ. 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱う者
  - カ. キッチンカーにて営業を行うものは、キッチンカーを保有又はリースしている者
  - キ. 使用するキッチンカーは、相手方への保障が対人対物共に無制限での自動車保険（任意保険）に加入していること

#### (2) 出店申請の禁止事業者

個人及び法人・任意団体の代表者等が以下の何れかに該当する場合は、申請することができない。

- ① 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者）
- ② 破産者であって、復権していない者
- ③ 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ④ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ⑤ 申し込み業種について、申込日から過去 1 年以内に行政処分を受けた者
- ⑥ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者  
暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員等（暴力団員法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者に該当する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していない者

### (3) 出店申請及び事業者審査

出店を希望する食品物品販売業者及び移動販売車（キッチンカー）等事業者は、丹波篠山総合スポーツセンターホームページよりダウンロードした「丹波篠山総合スポーツセンター食品物品等臨時出店許可申請書」を、原則、出店希望日の 2 か月前までに管理者へ申請する。申請書を受理した後、審査を行い適格者に対して出店許可証を送付する。

この事業者のみが、食品物品等臨時売店及び移動販売車（キッチンカー）等により商品の販売を行うことができる。

ただし、全館利用を行う利用者（主催者）が、当要領に準じて出店資格及び販売商品の確認、出店調整、留意事項の周知を行い、責任を持って対応する場合は個別の申請をすれば審査なしで販売を行うことができる。

なお、出店資格の確認作業のため、関係機関等に身分照会を依頼する場合がある。

### (4) 出店場所及び区画

丹波篠山総合スポーツセンター（以下管理者）が指定した場所及び区画とする。ただし、予告なく変更する場合がある。また、テント及び購入者用のテーブル・椅子を設置する場合は、指定の区画内で設置をすること。

出店中は出店許可証を見えるところに掲示し、販売物品一覧を携帯すること。

### (5) 販売可能な商品

管理者が販売を認めた商品及び飲食物については営業許可証の範囲内の商品とし以下に留意する。

- ① 販売物品一覧を提出すること。
- ② 調理済及び包装した飲食物を販売する場合は、認可施設で製造した食品のみとする。
- ③ 調理済及び包装した飲食物を販売する場合は、食品衛生法に準じて、名称、期限表示、原材料、製造者、販売者等を表示すること。
- ④ 密封包装された食品加工品を販売する際はアレルギー表示が義務付けられている。

表示の義務	特定原材料等
表示義務	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに
表示推奨	いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、カシューナッツ、バナナ、やまいも、もも、りんご、さば、ごま、さけ、いか、鶏肉、ゼラチン、豚肉、オレンジ、ぎょううにく、あわび、まつたけ

- ⑤ 熱い飲料については、ふたが付いたものであること。

#### (6)販売禁止商品

消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの及び、酒・アルコール類、刀剣、銃砲、わいせつ物、公序良俗に反する物品

#### (7)出店スケジュールの調整及び周知

出店事業者は、原則、出店予定日の 2 か月前までに出店申請書を提出する。管理者は出店申請書を受領後、調整を行い出店申請者に対し、出店予定日の概ね 6 週間前までに、出店の可否、出店場所、スケジュールを周知する。

ただし、出店申請が販売区画の上限数に達した場合等により、希望通りの出店が出来ない場合があることに留意する。

なお、大会・イベント開催時に観客数・利用者及び出店申請状況等を勘案して、管理者より出店を依頼する場合がある。

#### (8)出店時間

原則として 4 月 1 日から 9 月 30 日の期間は 9 時 00 分から 19 時 00 分、10 月 1 日から 3 月 31 日の期間は 9 時 00 分から 17 時 00 分までの間とする。なお、状況により時間の短縮、及び延長は申し出により可能とする場合がある。

#### (9)利用料金（使用料）

館内及び館外に臨時売店を設置する場合 1 日当たり 1 区画 5,000 円（税込み）とする。

上記の利用料金を、出店日の前日までに全額前納にて窓口へ納入することとする。なお、利用者の都合による利用中止は、利用日の 8 日前までに中止を申し出たとき以外は、利用料金を支払わなければならない。

雨天の場合は、利用料金（使用料）は不要。ただし、仕入れに要した費用等の補償はしない。

### 3. その他留意事項

(1) 販売ブース及びキッチンカー等の搬入・搬出は出店者各自で行うこと。

(2) 電力、水、その他販売に関わるものは、原則出店者各自で用意すること。発電機のない出店者は出店できない場合がある。

(3) 敷地内及び館内は火気厳禁である。

(4) キッチンカー内で調理される出店者は、油等地面の汚れ防止の為必ず防水シートなどで養生すること。

(6) ごみ処理については出店者各自で持ち帰ること。出店日には出店者自身でゴミ箱と食べ残し用の容器を設置し、衛生面に留意し、ゴミ、食べ残し及び排水と共に各自で持ち帰り適正に処分すること。

- (7) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- (8) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合がある。
- (9) BGM等の音楽を流す、音響設備等による呼び込み等は行わない。
- (10) 待機列の整理・誘導は出店者の責任において行うこと。
- (11) 区画外での宣伝・販売などの営業活動（ビラまきなどを含む）をしないこと。
- (12) 物品販売業者およびキッチンカー等事業者は、管理者の出店場所の調整に誠意をもって対応すること。
- (13) 申請内容に虚偽が判明した場合は、出店を取り消す場合がある。
- (14) 管理者の運営方針や出店条件に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なく出店の取りやめをした場合は、今後利用を不可とすることがある。
- (15) スタッフの指示に従わない場合や、出店決定後にキャンセルされる事案が繰り返される場合は、今後の出店を受けない場合がある。

#### 4. 損害賠償について

キッチンカー等及び販売品の事故、破損、紛失等について、管理者は一切責任を負わない。

- ① 出店者が販売した商品に対する責任は出店者に帰属します。販売する際には、上記に同意したものとし、食中毒予防に万全の注意をすること。
- ② 販売に起因する事故・苦情等は、原則として出店者の責任として解決し、迅速な対応を行うこと。
- ③ 来場者に与えたケガ等についても当施設では一切責任を負わない。
- ④ 出店中の商品・備品・金銭等の盗難・紛失・破損及び車両事故、火災、自然災害等による損害賠償の責は一切負わない。
- ⑤ 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと。（現状復帰）なお、出店者の責めに帰する理由により、丹波篠山総合スポーツセンターの全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を賠償すること。

#### 5. 販売価格について

販売価格は市場価格を基準として、適正価格にし不当な価格で販売しないこと。

## 6.申請方法・お問い合わせ

### ① 申請方法

メールにて提出書類を添付し申請（1週間以内に返信）

### ② 提出書類

- ・丹波篠山総合スポーツセンター食品物品等臨時出店許可申請書
- ・販売物品一覧(数が多い場合は、任意の様式を別紙として添付  
※物品名・販売価格（税込）が記載されたもの
- ・出店ブース及びキッチンカー内配置図
- ・営業許可書の写し

### ③ お問い合わせ

丹波篠山総合スポーツセンター

〒669 - 2341 兵庫県丹波篠山市郡家 451 - 4

メールアドレス [amkoyama@mizuno.co.jp](mailto:amkoyama@mizuno.co.jp)

※申請はメールのみとさせていただきます。